

富山県中学校体育連盟表彰規程

第1条 本規程は富山県中学校体育連盟（以下「県中体連」という）において功労者、優秀選手の表彰及び特別表彰に関することについて定めることを目的とする。

〈功労者表彰〉

第2条 功労者表彰の対象となるものは、次の各項いずれかに該当すると認められたものとする。

- 1 県中体連役員として、多年にわたり本連盟の発展に尽力し、その功労が顕著なもの。

（内 規）

- A 会長、副会長、評議員、常務理事、専門部委員長、理事、地区主任、研究委員にあつて5年以上在職したもの。

（表彰状）

- B 専門委員として10年以上在職し、運動部指導20年以上経過したもの

（感謝状）

- C 会長、副会長、評議員、監事、研究部長、専門部長で退職されたもの（役職定年含む）

（感謝状）

- 2 指導者として多年にわたり優秀なチームや選手の育成にあたり、その功績顕著なもの。

（内 規）

- A 全国中学校体育大会に優勝したチーム又は選手の指導者

（表彰状）

- B 北信越中学校総合競技大会等に団体の部では3回以上、個人の部では5回以上県代表となったチームや選手を育て、且つ運動部指導10年以上経過した指導者

（表彰状）

- 3 上記1、2項に該当しないが、著しい功績が認められるもので、職務の都合上中学校の教育現場を離れたもの。

（感謝状）

第3条 受賞者は郡市、地区、競技専門部、研究部より推薦し、運動部活動研究協議会で選考決定する。

第4条 功労者表彰は、運動部活動研究大会又は適当なときに行うものとする。

第5条 功労者表彰（第2条1（内規）C 及び2（内規）A を除く）は1回限りとし、記念品を添える場合がある。

〈スポーツ表彰〉

第6条 スポーツ表彰は中学校在学中によく運動精神を身につけ、体育、スポーツの振興のため貢献したものを卒業にあたって表彰するものとする。

（内 規）

学校男女各1名（男女いずれかに該当なき場合、いずれか2名）について、当該学校長より推薦のあった場合に行う。

学校部活動の入部に関わらず、中体連主催大会に出場した地域クラブ活動の選手の表彰を可とする。

〈特別表彰〉

第7条 特別表彰は次の事項に該当するものとする。副賞として記念品を添える場合がある。

- 1 全国中学校体育大会において入賞（3位以内）したチーム又は選手
- 2 北信越中学校総合競技大会において3年連続優勝したチーム
- 3 北信越中学校総合競技大会において連続優勝した選手

〈一般表彰〉

第8条 一般表彰は次の事項に該当するものとする。

- 1 全国中学校体育大会において優秀な成績を収めたチーム又は選手
- 2 北信越中学校総合競技大会において優勝したチーム又は選手
- 3 その他、顕著な成績を上げた学校、チーム又は選手については運動部活動研究協議会で審議議決する。

附 則

この規定は、昭和60年4月1日に改正、施行する。

昭和63年4月1日改正、同日から施行する。

平成2年2月1日一部改正、同日から施行する。

平成9年2月1日一部改正、同日から施行する。

平成10年4月1日一部改正、同日から施行する。

平成14年4月1日一部改正、同日から施行する。

平成20年4月1日一部改正、同日から施行する。

令和5年4月11日一部改正、同日から施行する。

令和5年11月29日一部改正、同日から施行する。